

# 日本の調停制度の現状と課題

— いわゆる ADR 法の施行とアメリカ・オハイオ州の例を参考にして —

木 本 洋 子

- 1 日本では、紛争解決の手段としては、訴訟の他に裁判所における調停、仲裁及び民間の調停を中心とした紛争解決機能が存在するが、いずれも大きく機能しているとは言いがたい状況が見受けられる。後述するように、最近の地方裁判所及び簡易裁判所における第一審の新受件数、簡易裁判所の調停受件数はともに微減の傾向にあり（日弁連 弁護士白書 2020 年版 p120）、仲裁及び民間の調停を中心とした紛争解決機能も増加傾向にあるとはいえない（日弁連・仲裁 ADR 統計年報 2020 年版 p1～14）。

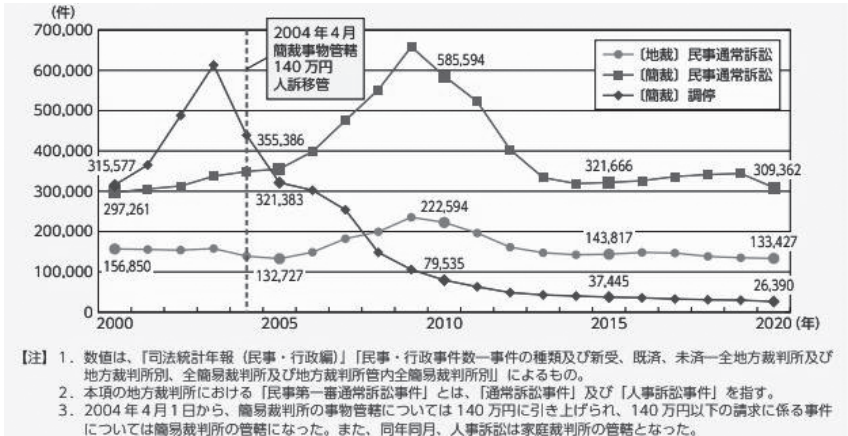
本稿においては、現況を把握した上で、調停制度の課題を考察するものである。

- 2 (1) 民事訴訟の第一審（地方裁判所・簡易裁判所）の新受件数訴訟の推移は図 1 のようである<sup>1)</sup>。

2020 年 1 年間における民事訴訟の第一審の新受件数は、地方裁判所・簡易裁判所あわせて 442,789 件であった。簡易裁判所では、2004 年 4 月に事物管轄が 140 万円に引き上げられたことから受件数に増加が見られるが、2009 年を境に減少しており、近時はほぼ横ばいで 2020 年は 309,362 件である。2009 年まで増加していたのは、金銭を目的とする訴えのうち過払金等事件（貸金業者に対する過払金返還請求訴訟等）の影響を受けているとされる。地方裁判所では、それに加えて、同年人事訴訟が家庭裁判所に移管されたが、これらの影響をほとんど受けることなく 2009 年まで緩やかに増加し、その後 2004 年の新受件数に近いところまで減少した後横ばい状態であり、2020 年は 133,427 件であった。

他方、高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所における民事調停の新受件数の合計は 2020 年に 30,723 件であり（表 1-1）<sup>2)</sup>、そのうち簡易裁判所における

図1 民事第一審通常訴訟新受件数の推移（地方裁判所・簡易裁判所）



調停の新受件数は図1によれば26,390件である。新受件数は2003年に爆発的に増加しているが、これは2000年2月に「特定債務等の調整促進のための特定調停に関する法律」により債務整理の促進を目的とする特定調停制度が導入されたことによる。特定調停事件はその後漸減し、それとともに同調停を管轄する簡易裁判所の新受事件数も緩やかに減少の傾向にある。簡易裁判所の調停件数は全調停新受件数に対し8割以上を占めている（図1と表1-1）ため、簡易裁判所での事件数の推移が、そのまま調停全体の事件数の推移に通じているといえる。

このようにしてみると、近時の日本においては、通常の民事訴訟も、調停も、緩やかに減少の傾向にある。

(2) 司法制度改革の一環として、国民が利用しやすい裁判制度をめざして法曹人口の増加がはかられ、2006年の新司法試験から合格者が増加しており、それによって特に弁護士人口が飛躍的に増加してきた（図2）。

しかしながら、弁護士の増加と訴訟・調停の新受件数とは反比例している。2010年の地方裁判所事件総数は227,439件で、弁護士選任率76.7%では174,445件に弁護士が選任されたことになる。同様に2020年は事件総数122,749件の91.5%に弁護士が選任されてはいるが、件数としては

## §2 民事調停事件

表 1-1 (1) 全事件

年次	新受	既済	未済
平成 元年	56,115	55,852	19,944
2	61,007	59,683	21,268
3	74,349	70,693	24,924
4	99,973	93,828	31,069
5	112,846	113,170	30,745
6	117,996	118,961	29,780
7	130,808	129,150	31,438
8	165,107	159,357	37,188
9	194,761	189,683	42,266
10	248,833	243,101	47,998
11	263,507	264,830	46,675
12	317,986	298,556	66,105
13	367,404	362,922	70,587
14	489,955	467,687	92,855
15	615,313	606,802	101,366
16	440,724	485,953	56,137
17	322,987	330,676	48,448
18	304,049	303,579	48,918
19	255,565	271,409	33,074
20	150,161	160,659	22,576
21	108,615	112,861	18,330
22	87,808	90,888	15,250
23	74,896	78,211	11,935
24	55,862	57,421	10,376
25	47,596	47,436	10,536
26	43,862	44,393	10,005
27	40,760	40,263	10,502
28	39,191	39,635	10,058
29	35,939	35,988	10,009
30	34,019	34,112	9,916
令和 元年	32,919	32,758	10,077
2	30,723	30,729	10,071

(注) 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。

表 1-2 (2) 特定調停事件 (内数)

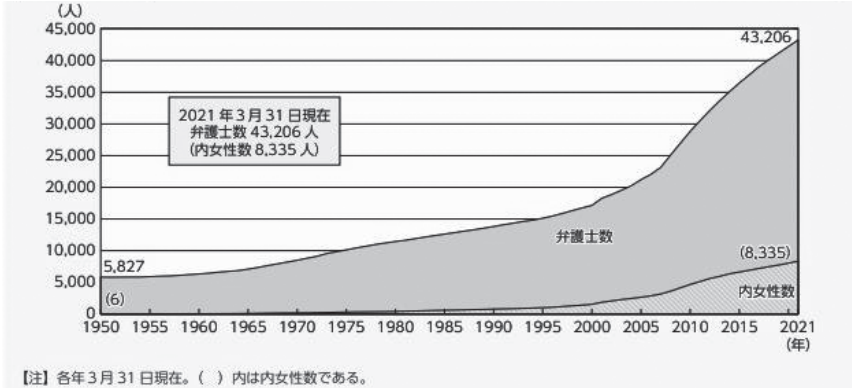
年次	新受	既済	未済
平成 12 年	210,866	163,002	47,864
13	294,485	288,012	54,337
14	416,668	394,157	76,848
15	537,071	527,762	86,157
16	381,503	424,556	43,104
17	274,794	281,814	36,084
18	259,297	257,920	37,461
19	208,360	224,052	21,769
20	102,688	112,895	11,562
21	56,004	61,079	6,487
22	28,229	31,136	3,580
23	11,382	13,496	1,466
24	5,514	6,241	739
25	3,849	3,866	722
26	3,371	3,415	678
27	3,078	3,025	731
28	3,090	3,171	650
29	3,394	3,232	812
30	3,363	3,407	768
令和 元年	2,992	3,041	719
2	2,421	2,455	685

(注) 地方裁判所及び簡易裁判所の合計の数値である。

112,315 件であり、弁護士選任件数は減少している (図 3)。

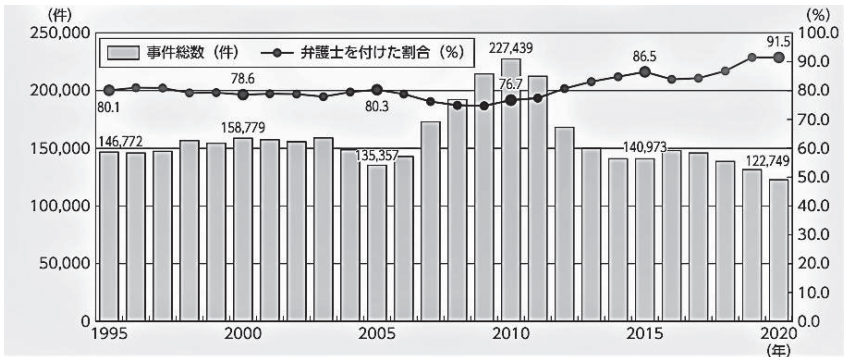
簡易裁判所においても、2010 年の事件総数は 624,443 件で、弁護士選任率 23.1% では 144,246 件に弁護士が選任されたことになり、同様に 2020 年では総数 297,142 件の 21.1% で 62,696 件に弁護士が選任されたことに

図2 弁護士数の推移（1950年～2021年）



弁護士白書 2021年版 p39

図3 民事第一審通常訴訟事件の弁護士選任率の推移（地方裁判所）

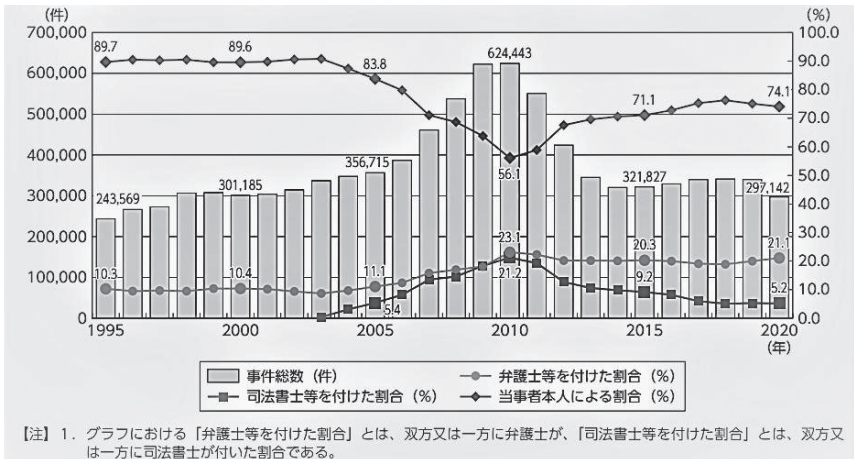


弁護士白書 2021年版 p113

なって、同様に弁護士選任件数は減少している（図4）。

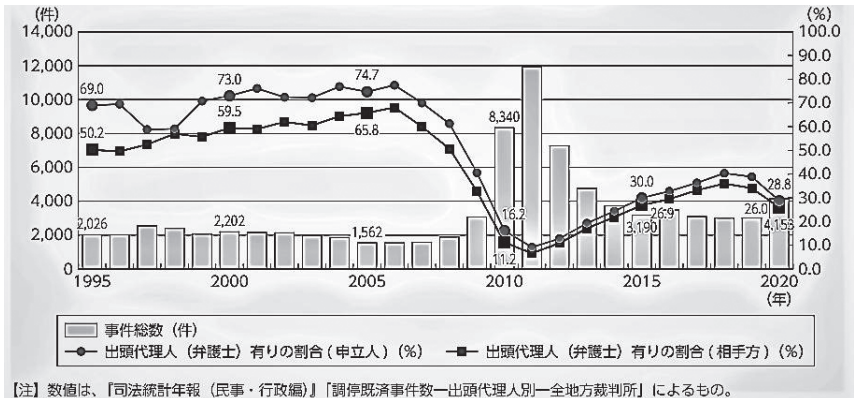
調停においても同様に見てみると、図5は地方裁判所の調停の既済件数のうち弁護士がついていた場合の推移である。一番既済が多かった2011年には、総数11,935件に対し、申立て人側には1,092件に、相手方には799件に弁護士がついていた<sup>3)</sup>。2019年までは弁護士がつく割合が増加傾向に

図4 民事第一審通常訴訟事件の弁護士選任率の推移（簡易裁判所）



弁護士白書 2021 年版 p115

図5 民事調停事件における弁護士選任率の推移（地方裁判所）

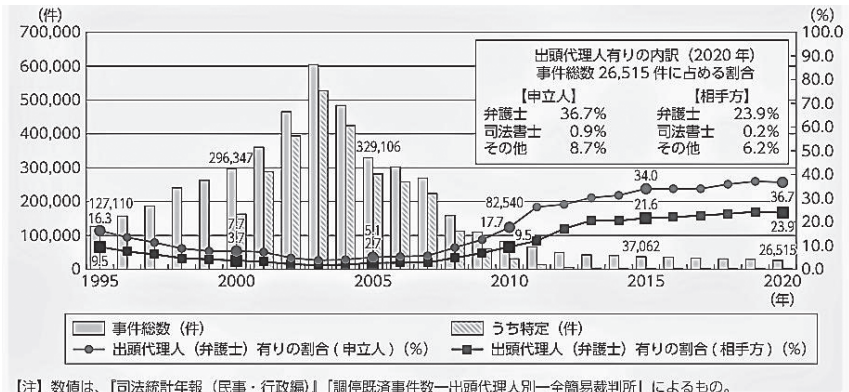


弁護士白書 2021 年版 p120

あったが、2020 年ではまた少し減少しており、申立人側 1,196 件、相手方 1,079 件となって、件数的には 2011 年頃と大差ない。

簡易裁判所調停事件では、一番既済が多かった 2003 年で見ると、総数

図6 民事調停事件における弁護士選任率の推移（簡易裁判所）



弁護士白書 2021 年版 p120

604,817 件のうち特定調停は 527,762 件であり調停のほとんどを占めている。同年の既済調停事件での弁護士選任件数は、申立人は選任率 3.8% で 22,983 件、相手方は選任率 1.7% で 10,281 件であり、多くの割合を占める特定調停は本人が申立てる場合がほとんどであるため、簡易裁判所調停事件全体のうち弁護士の代理人がついた割合が低くなっている<sup>4)</sup>。その後弁護士をつける割合が上昇しているが、調停事件数が減少したため、2020 年では図 6 中の選任率の割合となって、申立人側 9,731 件、相手方 6,337 件であり、弁護士のついた事件数が減少していることがわかる。また日本の民事調停の多くが簡易裁判所で行われているから、裁判所における調停での弁護士選任状況の傾向も同様であるといえる。

(3) 以上のとおり、司法改革によって弁護士が増加したからといって、裁判所における訴訟及び調停の事件数に全くといってよいほど影響を及ぼしていない。

一方で、両当事者の合意ができず調停が成立しないときに、紛争の解決を望む場合は訴訟を提起せざるを得ないということもあって、当初から調停を敬遠する場合もあることから、紛争解決手段としては訴訟が非常に高い割合を占めていることになる。しかし、訴訟は、時間と費用がかかることが難点

として指摘されており、1999年の司法改革を経ても、依然として訴訟を選択できない場合もある<sup>5,6)</sup>。社会が複雑化し、法化社会といわれるようになって、紛争が減少する要因は認められないにもかかわらず、裁判所を利用した解決手段に訴えないということは、結果的に紛争の潜在化を発生させることになった。

- (4) そこで、司法改革においては、潜在化している紛争の解決手段の一つとして、ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきである（司法制度改革審議会意見書 2001年6月）とされ、2007年4月1日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（いわゆるADR法）が施行されるに至った。その後、裁判外紛争解決手続を担う民間の組織が多数誕生し、法務大臣による認証を得た機関については法務省によって活動が公表されているが、順調に利用されている組織は数少ない。2019年4月から2020年3月までの認証機関全体の新受件数は1,087件（160事業体）で、一番多い愛知県弁護士会でも164件に過ぎない<sup>7)</sup>。また、全体の受件件数の推移は表2のとおりであり、平成30年・31年には増加しているが、全体的にはほぼ横ばい状態である<sup>8)</sup>。

以上の次第で、図1のとおり第一審訴訟新受件数は2009年を頂点として多少の減少傾向がみられる。一方、前掲3ページの表のとおり、民事調停新受件数は2003年を頂点としてかなりの減少傾向がみられ、2003年に対し2020年は約5%にすぎない。紛争がないとか減少したというのでもなく、ADRも活発でないということは、日本社会はことを荒立てた紛争の解決を望まない特徴をもつと結論づけられるのか、それとも、日本のADRの法的構造が不十分なシステムであるからなのか。日本のADRシステムに問題があるとすればそれはどこにあるのか、実態の分析を通してあきらかにされなければならない。これが現在の課題となっている。

### 3 ADRの課題

法曹人口増にもかかわらず、従来型の典型的な紛争解決手続（訴訟事件等）は減少傾向にあるが、解決手段を選択するに当たっての情報不足は否めない。ADRの開始前、ADR、裁判の各段階での情報伝達や連携が不十分であり、繰り返し同じやりとりをしなくてはならないことも敬遠される一因となっている。

表2 認証紛争解決事業者の取扱件数（全体）

令和4年3月現在

事業年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	計
事業取扱	10事業者	26事業者	64事業者	95事業者	110事業者	123事業者	128事業者	133事業者	140事業者	147事業者	149事業者	155事業者	158事業者	160事業者	
受理件数	68	722	884	1,123	1,347	1,284	1,122	1,057	1,044	1,071	986	1,654	1,485	1,087	14,324
既済件数	34	515	874	1,056	1,270	1,325	1,193	1,056	988	1,110	1,034	1,321	1,581	1,048	14,405
成立	11	208	340	418	501	574	489	412	363	395	388	722	945	393	6,169
見込みなし	8	138	266	243	334	316	235	214	227	253	226	188	211	222	3,081
終了事由	7	41	87	101	140	110	117	111	108	125	99	93	108	124	1,371
不応諾	8	123	177	287	291	306	312	311	286	329	317	304	302	284	3,647
その他	0	5	4	7	4	19	30	8	4	8	4	14	15	15	137
所要期間（不応諾による終了を除く。）															
1月未満	1	25	32	48	63	89	69	77	65	52	53	39	46	56	717
1月以上～3月未満	16	237	298	359	400	395	356	324	316	334	288	363	408	258	4,372
3月以上～6月未満	9	117	247	259	381	333	292	205	200	189	233	442	672	247	3,826
6月以上～1年未満	0	13	107	91	106	164	130	105	102	165	91	122	120	141	1,457
1年以上～2年未満	0	0	13	12	28	34	27	30	14	24	33	24	28	41	308
2年以上	0	0	0	0	1	4	7	4	5	17	19	7	5	9	78
計	26	392	697	769	979	1,019	881	745	702	781	717	1,017	1,279	754	10,758



また、従来の手続は、電話・対面が中心であり、近時のパソコンやスマートフォンなどのメールに慣れ親しんだ世代にとっては、アクセスや利便性の悪さも指摘される。日本のADRについては、ADR法附則2条では、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」としており、2012年から種々の提言がなされてきている<sup>9)</sup>。その一部は現実に反映されたものの、法改正は時期尚早だとして見送られてきたが、法務省は、法施行10年経過後にADRの拡充・活性化に向けた取組を発表し<sup>10)</sup>、日本ADR協会は2018年4月25日、改正に向けた提言を法務大臣に提出した<sup>11)</sup>。

しかし、上記提言の中で、現行法下では、ADRで成立した合意に違反しても強制執行ができないこと、ADRが申し立てられても、相手方が手続に同意せずADRを行えない場合が3割強あること、ADRと訴訟は峻別されていること、ADR事業者の多くがボランティア的に活動していて、ADRによる収入はほとんど得られていないことなどの問題点が指摘されており、これらは法改正に向けた提言の対象となっているが、なお究明すべき問題点が多い。たとえば、ADRを申し立てる以前の相談を申立てに結びつけるための工夫、時効完成猶予効の発生時点を明瞭にするための記録の整備方法、ADRが成功しなかった場合の訴訟へのつながり方、訴訟におけるADRにおける情報の利用の可否、インターネット等を利用した申立て方法など、改善の余地はあると思われる。さらに、前記改正提言は認証を得たADRを対象としているが、認証を得ていないADR事業者については議論されていない。現行法下では認証を得ずに独自色を重視してADR事業を行う団体の併存を前提としている以上、このような個々のADRの特性や自主性に配慮しつつ、ADR法で指摘されている問題点を解消できる道を探るべきである。

- 4 そこで、以上の課題への対策の1つとして、オンラインによる紛争解決手段が検討されることになるが、多様な当事者の電話利用度の多寡・IT習熟の程度・利用環境（アナログかデジタルか）を考えると、一律の環境整備をはかることは容易ではないと言わざるをえない面がある。

筆者は、短期間であるが、社会のオンライン化が進む一方、ADRが活用さ

れているアメリカのADRを見聞したので、まずその状況を紹介したい。

- (1) アメリカにおいても、ADRによる紛争解決は、商取引上の紛争や労働事件についての仲裁など1970年代ころから盛んに議論されるようになったが、文字どおり訴訟手続とは別個の紛争解決手続と解されていた。その萌芽となったのが、1960年代に各地で始まった隣人紛争解決センターなどのコミュニティに基礎を置く非営利型ADRである。ADRは、近年になって、訴訟爆発ともいわれる訴訟件数の増加などによって急速に広がってきているが、訴訟付属型ADR (Court-annexed ADR) も、1990年の民事司法改革法 (Civil Justice Reform Act) で、連邦裁判所が各州の地方裁判所に民事裁判の費用増加と遅延に対する対策プランの実施、策定を求めたなかで、訴訟付属型ADRの採用を検討項目として命じた結果、急速に普及している。
- (2) アメリカにおけるADRは大きく訴訟付属型で行われるものと、これとは独立して民間で行われるものがある<sup>12)</sup>。訴訟付属型で行われるADRについては、ほとんどの連邦地方裁判所が何らかの形のADRを設置したり、私的に成立していたADRを訴訟手続の一部として導入したりしている。この場合、裁判官が中立的第三者になる場合と裁判官以外の者が中立的第三者となる場合があり、さらに後者の場合には報酬を得る場合とボランティアとして行う場合とがあるなど多様である。これに対し、日本では、訴訟付属型ADRといえるものは、訴訟上の和解、起訴前の和解、民事調停、家事調停などであろうが、仲介者が裁判権を持つか否かの違いはあるにしても相互に似たような手続である点に違いがある。なお、日本では公害等調整委員会のような行政機関が提供するADRが一定の役割を果たしており、裁判所が原因裁定を囑託することで訴訟に結びつく場合があるが、このような行政機関によるADRはアメリカでは非常に少なく、少なくとも公害紛争あるいは環境紛争の分野で公害等調整委員会に該当する機関は存在しない。

また、訴訟付属型のADRとは別に、民間型のADRも盛んである。前出の非営利型ADRの最大の規模を誇るのはアメリカ仲裁協会 (AAA) である<sup>13)</sup>。AAAは、全米35か所で仲裁や調停を提供して、年間約6万件の紛争を処理している。そのほか、法律事務所、企業等様々な民間団体がADRによる紛争処理を行っているが、最も多くの事件を扱っているのは世界最大

手の民間ADR機関であるJAMSである。JAMSは、西海岸を拠点とするジャムスト、ボストンを拠点とするエンディスピュートが、1994年に合併してできた最大手のADR営利企業であり、全米で27の事務所と約400名の中立的第三者を擁する。JAMSの事務所は14の州と30以上の都市にまたがり、ADRの外に中立的第三者の研修等も行っている。もともとは、eBayのようなウェブサイトでの売買によるトラブルを対象としていたが、取り扱う範囲は拡大している。小規模な、たとえば二者間の人身傷害の調停から複雑で複数の当事者による数百万ドル規模の仲裁まで取扱う。扱う事件の種類は、証券、契約、保険、貿易等多岐にわたるが、10%~15%が環境に係る事件であり、増加傾向にある。JAMSの扱った事件の90%は解決している。年間取扱件数は約18,000件で、2時間500ドルの固定価格でビデオ会議システムを利用したOnline Dispute Resolution (ODR)を行い、2020年9月には約9割がオンラインADRとなっている<sup>14)</sup>。

- (3) 訴訟付属型ADRの手続としては、仲裁や調停のほかに、以下のものがある。

コンヴェーニング Convening とは、紛争解決の第1段階として行われる手続であり、中立的な立場の第三者（中立的第三者 neutral）は、当事者とともに、ADRの利用が適当か否かを探り、もっとも紛争解決に適当と思われる方法を助言するものである。

早期中立評価 Early Neutral Evaluation (ENE) は、訴訟手続の極めて早い段階（多くの場合、提訴があると自動的に）に中立評価人が、当事者双方による事案と証拠の概要の陳述を受けた後、争点を確定して事案の評価を告げ、当事者間の和解を促進するものである。その評価・勧告などは当事者に対して拘束力を持たず、また事後の訴訟手続にも影響を及ぼさない。早期中立評価は、当初裁判所付設の手続として試みられたが、現在は、民間団体などによるADRとしても利用されている。

ファクトファインディング Fact Finding は、中立的第三者が情報を集めて、事実調査を行うものである。

略式陪審裁判 Summary Jury Trial は、陪審員の面前で、弁護士から主張と証拠（証人尋問はしない）が提出された後、陪審員により拘束力のない勧

告的な評決が当事者、弁護士に示され、これを参考に当事者間で和解協議を行うというものである。他の手続と異なるのは、トライアルの手続がほとんどそのまま踏襲されるということで、素人集団である陪審員が弁護士の主張を判断評価することに批判的な意見も多い。

ミニ・トライアル Mini-Trial は、訴訟の継続中に行われ、当事者双方が、中立的第三者と当事者双方の和解権限のある立場の者で構成されるパネルに対し、簡易な方法で事案を陳述する手続である。中立的第三者は、訴訟事件を担当している裁判官または両当事者が選定したマジストレイト・ジャッジ（治安判事）ないし特別補助裁判官の中から、すなわち、裁判所の中から選ばれる。陳述後に時間制限が設けられて和解交渉がなされ、合意が成立しない場合は中立的第三者が勧告意見を提示する。いずれの当事者からも異議が出されないとき当該勧告意見は判決と同じ効力を持つ。異議が出されると、訴訟手続を再開・続行することができる。経営的・経済的な考慮が必要なビジネス紛争に多用される。

和解判事 Settlement Judge は、当事者が事案解決に向けて交渉することを助けるために任命される判事であり、事件の裁判結果について予測を行うが、実際の裁判には携わらない。

- (4) ニューヨークでは、ニューヨーク州統一裁判所システム裁判外紛争解決局 (OADR) の一部門のコミュニティ紛争解決センタープログラムが、ニューヨーク州のすべての郡にある独立した非営利機関であるコミュニティ紛争解決センター (CDRC) に公的資金を提供している。そして、すべてのニューヨーク住民に無料で手頃な価格の紛争解決サービスへのアクセスを提供しており、これには調停、仲裁、複数当事者間の円滑化、トレーニング、紛争のコーチング、回復の実践などが含まれ、裁判所と連携してうまく機能している。CDRC に付託された事件の約半分は、法廷からのものであり、残りの半分は、自己申立て（多くの場合以前のクライアント）と、法執行機関、法律サービス、学校などのコミュニティにサービスを提供する他の組織からの紹介で構成されている。毎年、統計レポートが提出されている<sup>15)</sup>。
- (5) しかし、アメリカでは、訴訟付属型 ADR の運用と影響に関する継続的なデータ収集を必要とする法律や裁判所の規則が一般的に存在しないため、多

くのアメリカの州では、調停や訴訟について単発的に研究者の収集した統計はあるものの、継続的に収集された統計を持っていない。CDRCのようなレポートは稀少である。

さらに、データ比較が制限される可能性があり、その例の1つとして、州により調停の「成功」をどのように定義するかが統一されていないことがある。たとえば、調停で事案が解決した場合にのみ、調停が成功したとみなす州がある一方で、最後の調停セッションから30日または60日以内に解決されたケース、および/または最初の調停セッションが行われる前に解決されたケースを含む州があるのである。

(6) (2) で記載したとおり民間での拡大が、州裁判所における司法型ADRに波及して、2014年にミシガン州でODRの第一号が始まり、同州ではその後も着実に数を増やしている。図7のとおり、オハイオ州は2番目に始まっており、全米では2019年には66の裁判所でサイトが開かれている<sup>16)</sup>。

ODRの実装を進めたいと考える州裁判所に対し、NCSC (National Center for State Courts) が情報及び資金等のリソースを提供している。

プログラムによって、調停の使われ方が異なることがあり、「必須」または「自動」プログラムは、ほとんどの場合、提訴された場合に調停を既定のプロセスにしているが、当事者が調停に同意した場合、または裁判所が当事者に調停を命じた場合のみ調停を開始させるというプログラムもある。

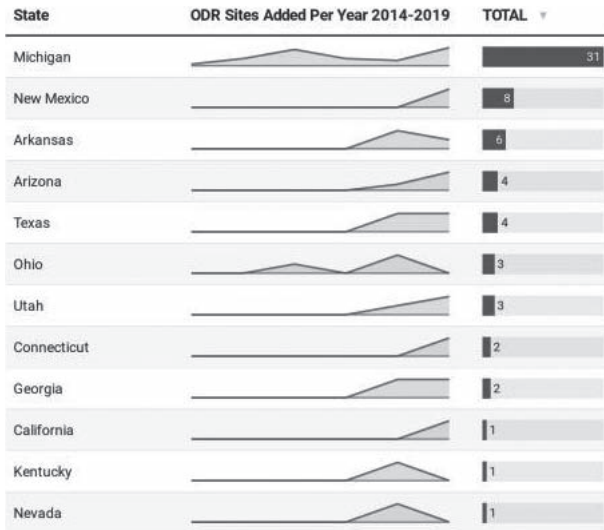
司法型ODRは、図8のグラフにある14の種類の事件につき開かれている。グラフの類型名のあとの数字はその類型を扱うサイトの数である<sup>17)</sup>。

## 5 オハイオ州のADRと司法型ODR<sup>18)</sup>

(1) アメリカ中西部に位置するオハイオ州は北部地区と南部地区に分けられる。

北部地区 Northern District では、1992年からマルチドアADRプログラムが実施されている。オハイオ州北部地区の地方ADR規則は、北部オハイオ地方民事規則の16.4から16.7に規定されていて、北部オハイオは、早期中立評価 Early Neutral Evaluation (ENE)、調停、仲裁、略式陪審裁判、略式ベンチ裁判(裁判官のみによる裁判)の5つのADRプロセスを提供している。

図 7 State Expansion of ODR Sites 2014-2019



Created with Datawrapper

Online Dispute Resolution in the United States American Bar Association Data Visualization

<https://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/center-for-innovation/odrvisualizationreport.pdf>

2005年10月29日にオハイオ州で採択された統一調停法（UMA）は、他州と同様に守秘義務を主に規定している。

民事訴訟は、次の場合に調停に付託することができる：1) 証拠開示の状況で当事者が事件の有利不利を一般的に認識している場合、または2) 任意の早い時期に、当事者の合意と裁判所の承認がある場合である。すなわち、自動であるいは強制的に調停になるのではなく、証拠開示の保留中の当事者との協議による裁判官による付託、証拠開示の保留中の当事者のいずれかの申し立てを基にした裁判官による付託によって当事者は調停を求めることができる。

図8 ケースタイプごとのODRサイトの数

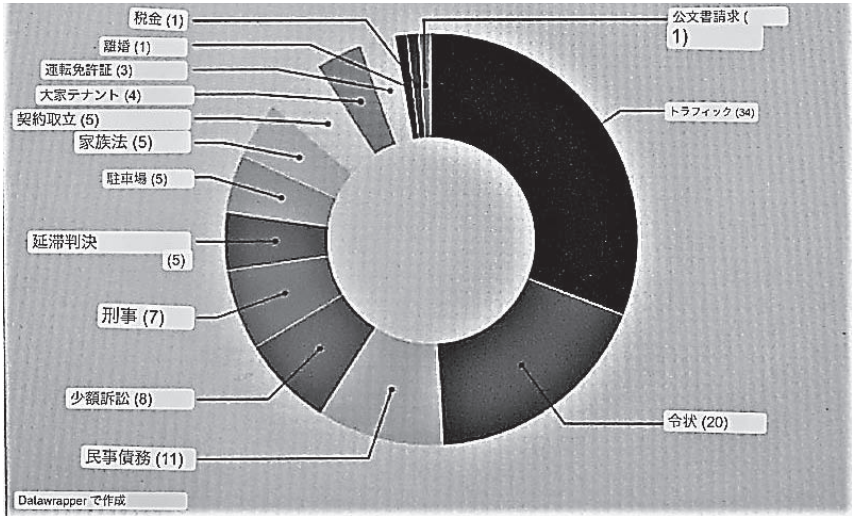


図7と同じ

2010年6月～2011年6月には、290件が、ADR調停（187件）、和解協議（99件）、略式陪審およびベンチ裁判（2件）、早期中立評価（1件）、仲裁（1件）に付託された。

1992年1月1日以降、2015年まで7,743件がADRプログラムに付託され、7,572件が終了した。そのうち、約34%がADRによって解決された。

ADRによって解決された事件、1992年～2015年

ADRの前に取下げ	479	6%
ADRの前に解決	1,235	16%
ADRで解決	2,552	34%
裁判に差し戻し	3,306	44%
合計	7,572	

(2) オハイオ州南部地区 Southern District

ア オハイオ州南部地区は、州都コロンバスを含むフランクリン郡その他の地区であり、その地方規則 16.3 は、限られた例外を除いて、民事事件を ADR プロセスに付託する権限を裁判官に付与している。この法律は主に守秘義務を規定しており、オハイオ州改正コードセクション 2710.01-2710.10. に記載されている。オハイオ州南部地区は、2013 年 2 月 21 日、民事訴訟における裁判外紛争解決のための補足手続を採択した。

規則 16.3 によると、適格なケースであるすべての民事紛争は、初期の公開を免除された事件を除き調停に付託される場合がある。これは次のような事件である。i) 行政記録の審査のための訴訟、ii) 連邦法に起因する物権の没収訴訟、iii) 犯罪の有罪判決または判決に異議を唱えるための人身保護令状またはその他の手続きの請願、iv) アメリカ、州または州の下位区分の拘留者から弁護士を付けずに起こされた訴訟、v) 行政上の召喚状または召喚状を強制または無効にするための訴訟、vi) 給付金の支払いを回収するためのアメリカが提起する訴訟、vii) アメリカによるアメリカが保証する学生ローンの回収のための訴訟、viii) 別の裁判所での手続に付随する手続、及び ix) 仲裁裁定を執行するための訴訟。

以上のうち、ADR の補足手続としては、次の 5 つの例外のみ規定されているので、調停はこれらの事件のときに付託される。a 対物没収訴訟、b 人身保護令状の申請、c 収監者の本人訴訟、d アメリカによる学生ローンの支払い請求訴訟、e 他の別の裁判所の補助的な手続。

調停は裁判官による付託で始まるが、当事者は、調停を希望し裁判官に伝えることができる。

イ 少額訴訟部は、市裁判所の 6,000 ドル以下の金銭的損害に対する請求である少額請求事件を主に処理している。この部門は、少額訴訟に関する情報、書式、説明およびビデオを提供するとともに、個人が少額請求書式に記入するプロセスをガイドするオンライン フォーム ビルダーを立ち上げ、多くのユーザーに活用されている。

少額訴訟部には、ジャッジとマジストレイト・ジャッジをサポートする 6 人の常勤職員がいて、ほかに調停者が 3 名いる。以上のスタッフが 2019 年に 4,895 件の少額請求事件を扱った。少額訴訟部内の紛争解決局



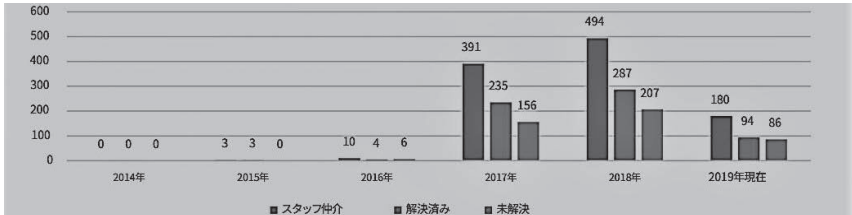
は、一般および小額訴訟部門の事件の調停を調整し、早期の事件解決を促進するために、オンラインの交渉および調停プラットフォームも設けている。当事者は、対面、電話、またはオンラインで調停に参加できる。調停申し立ての書式と説明書は別紙（p26～30）のとおりであり、対面に限られないから、海外居住者の利用も可能である。同局は2019年に合計2,459件（小額訴訟事件の50%）の調停を扱った。小額訴訟部門および紛争解決局は、法廷コミュニティと協力して、情報、サービス、および民事司法へのアクセスを強化している。同局はまた、裁判所に付属した調停者のためのODRトレーニングを開発したが、これはニューヨーク統一裁判所システムにしたがったものである。

ウ また、オハイオ州立ロースクールとキャピタルロースクールの学生が調停コース/クリニックの授業の一環として調停を行っている。学生は指定された日時に裁判所に行き、当日予定された調停事件の中から割り当てを受け、1～2名ずつで調停を担当する。同席で事情を聴取した後に、各自の判断によって同席調停・別席調停が選択されている。合意ができた際には、調停担当裁判官が当事者に内容を確認して調停が成立する。

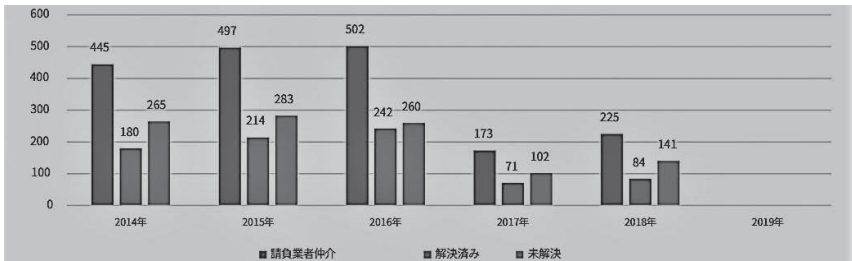
エ 紛争解決部門は、その調停の大部分を無料で提供するが、例外として、司法省には、最初の申請は無料であるが、その後は申請ごとに15ドルの費用がかかる提訴前調停サービスがある。ビジネス-ビジネス/ビジネス-コンシューマー向けの事前申請のCheck and Account Resolution Service (CARS) では、調停を通じて企業や消費者が未払債務を解決するのを支援している。

オ 小額訴訟部において立退き請求事件の数は多く、マジストレイトジャッジは、大規模な立退き事件が強制執行等で裁判所に与える影響を軽減するため、事件の当事者に幅広いサービスを提供して支援している。まず、治安判事局は、コミュニティ調停サービス、コロンバス法律扶助協会の入居者擁護プロジェクト、及び立退き事件の当事者を支援するためのフランクリン郡職業家庭サービス局のPRCプログラムと当事者が接触できるようにするため、裁判所内の立ち退き法廷の外にスペースを提供している。マジストレイトジャッジは、これらのプログラムやその他の公的プログラム

図9 スタッフが仲介する裁判官 / 治安判事事件



請負業者が仲介する裁判官 / 治安判事事件



2018 Mediation Results Franklin County Municipal Court<sup>19)</sup>

に頻繁に事件の解決を請け負わせているが、これらのプログラムは、ホームレスなどの社会的コストを含む立ち退きのコストを削減するのにも役立っている。

この調停はおおむね好意的に受け止められている。

6 中央オハイオのコミュニティ調停サービス (Community Mediation Service CMS)<sup>20)</sup>

(1) フランクリン郡では毎年 19,000 件以上の立ち退き請求が提起されている。

CMS はフランクリン地方裁判所と協力して、住宅安定化及びホームレス防止プログラムを通じて、家賃を滞納している最も貧しいテナントとその家主との間の立退き事件の解決を請け負い、立退き率の低減に貢献している。

この住宅安定化及びホームレス防止プログラムは、CMS がフランクリン郡地方裁判所から、立退き聴聞会の間、裁判所で毎日テナント / 家主調停サービスを提供する承認を得たことから始まった。ホームレスの人や低所得の入

居者に、自発的な支払計画を立てたり、調停へアクセスできるよう、2時間の立ち退き防止教育ワークショップを提供している。オハイオ州中部に住んでいる個人のための調停サービスにかかる費用は、必要な援助の種類および/または異議申立人の世帯収入に応じて、無料でまたはスライド式料金ベースとなり、調停が適切な紛争解決手段であるかどうかを判断するための最初の協議は無料である。

コロンバスの法律扶助協会は、法的防御のないテナントを支援するためにCMSに依存している。CMSプログラムの費用はひと家族あたり300ドルであるのに対して、法律扶助協会が緊急シェルターの提供と再収容にかかる費用はひと家族あたり約3100ドルかかるからである。

- (2) また、CMSは、メディエーターになるための教育をしている。まず、2日間の基本調停トレーニングで次のことを学ぶ。
- a 家族、職場、コミュニティで発生するものを含む、紛争当事者が幅広い紛争を解決するのをどのように支援するか。
  - b 調停が特定のケース/紛争当事者に適しているかどうかを判断するための基準/戦略。
  - c 論争者が有意義に調停に参加できるよう効果的に準備する方法。
  - d 紛争の起源とダイナミクス。
  - e 調停者が紛争の解決を促進するために特定しなければならない、紛争に関する3つの重要な情報。
  - f すべての調停が通過する7つの段階と、それらを通じて紛争当事者を導く方法。
  - g メディエーターの倫理。
  - h 紛争当事者が調停中に自分の感情を効果的に管理できるようにする方法。
  - i 紛争当事者の合意書の起草方法。

オンライン・トレーニングはZoomを使用してライブで開催され、登録とコース教材はCMSの仮想オンラインプラットフォームであるThinkificを通じて提供される。

費用は395ドルで、継続教育<sup>21)</sup>で獲得した単位は、ほとんどの職業で利用できる。

(3) CMS の 2 日間の基本調停トレーニングを修了した場合は、有料の調停者テストおよび認定プロセスに参加することができ約 6~8 週間にわたって CMS の経験豊富なトレーナーが候補者と 4 回面談することになる。オハイオ州を含むほとんどの州では、調停実務者に必要な標準化されたライセンスや認定がないため、CMS メディエーター認定資格は、メディエーター（およびその雇用主と見込み顧客）が、筆記試験と業績評価試験の両方に合格して実証したこと、及び CMS メディエーターの主要な教義を理解していることを確認するのに役立つことを主な目的としてとしている。

CMS 認定プロセスは次のとおりである。

a 3 時間の筆記試験準備セッション 1 回（CMS の 7 段階の促進的仲介モデルの詳細なレビューを含む）。

1 回の 3 時間の調停ロールプレイ評価テスト準備のためのセッション（複数の競合シナリオを使用した 90 分 7 段階の調停プロセスを通じて、候補者が 2 人の模擬紛争当事者を導く実践形式の 1 対 1 のコーチングを含む）。

b 候補者の調停プロセスの理解度を評価する 90 分の筆記試験 1 回。筆記試験は、受験者とともに採点、およびレビューされる。

c メディエーションロールプレイテストが 1 回実施され、受験者とともに採点、およびレビューされる。受験者は、模擬調停セッションを通じて 2 人の模擬紛争当事者を導き、経験豊富な CMS トレーナーによってそのパフォーマンスが採点される。テープは、受験者が後で確認できるようにこのセッションは録音される（テストの完了と採点フィードバックセッションを合わせると、通常は約 3 時間かかる。）。

d CMS 認定プロセスの完了時に、CMS からの正式な認証書が候補者に提供される。

上記の認定プロセス全体の総費用は、1 人あたり 1,200 ドルである。

(4) そのほか CMS では、個人的および専門的な論争を平和的かつ丁寧に解決する方法とか、クライアント、従業員、上司、同僚、ベンダー、家族（例：親/10 代）、および隣人との論争をうまく解決する方法というようなことをテーマにした 1 日終了の個人向け教育も Zoom で行っている。

近隣調停センターを運営する慈善団体は、当事者の対話の促進と揉め事の解決を通じ Community の再建を行うことも考えているという。更に学校や家庭における対話の促進のため出張教育も行っている。調停の理念として、紛争は当事者自身が話合によって解決するのが一番であり、紛争当事者間の話合を促進するのが調停の役割であるという考えが強調されていて、その考え方下では基本的に当事者の法的主張の当否を評価したり前提事実の調査は行わず、当事者のニーズを当事者自身に発見させ、またこれらに対応した解決（特に今後の当事者間の関係形成に重点が置かれる）を当事者自身に掴み取らせることを目指している。更に学校や家庭における対話の促進のため出張教育も行っている。なお、調停や仲裁は、法律を適用する仕事ではなく、話合や合意を援助する仕事だから、ということで法律業務には当たらず、弁護士法にも抵触しないと考えられている。

- 7 以上のオハイオ州での状況を踏まえると、インターネット等を利用したオンライン上で実施する紛争解決手続 ODR により ADR へのアクセスが格段に向上すると考えられるところ、ODR には、次のようなものが考えられる。1つはオンライン交渉であり、メール等の非同期のコミュニケーションから、同期的なチャットやビデオ通話まで、利用する技術により多様な方法を選択しうる。また、オンラインメデイエーションでは、中立的な第三者がメデイエーターとして関与し、三者間の対話をチャット形式で促進したり、ビデオ会議システムを利用してオンライン上で対話をする。

ODR は、ADR の特長（手続の柔軟性、簡易・迅速性、非公開性、紛争内容に応じた専門家の活用等）に加えて、当事者及び手続実施者（調停人）が話合いの都度一同に会する必要がなく、時間的・場所的な制約を受けず、利便性に富む。このため、紛争解決に要する経済的、時間的なコストが大幅に削減され得るとともに、手続実施者である専門的な人材の確保も容易となる。また、災害による交通途絶や感染症の拡大による行動制限が生じた状況下でも十分に機能し得る。法務省は、当事者双方の納得が得られる形で早期の合意に至ることができるよう、関係団体等と協力して、ODR の前に当事者間の交渉等の場を適切に設計する事業者の参入を支援する計画のようである<sup>22)</sup>。当事者間で交渉できる場を用意し、当事者間交渉を支援することは、当事者双方の納得が得

られる形で早期の合意に至ることが期待できるケースも考えられるし、手続実施者の関与なく解決できることから紛争解決コストの面でも有用であると考えられる。調停に当たって、当事者が、解決の目安のため、外部情報を用いることは、通常の調停でもあり得ることであり、問題はないと考えられる。

ADR 手続段階で、施行者が、当事者の採り得る複数の選択肢を典型的に自動提示する方法を用いることは、任意の選択ができる状況であれば、自発的解決の趣旨に反せず許されるであろう。が、調停には守秘義務が課せられ、ADR 手続を通じて得た情報の管理・提供・活用等に関しては厳格な対応が求められるため、ADR が不奏功の場合に訴訟への連携を阻んでいる。

プラットフォーム型の EC (electric commerce インターネットを利用した小売りビジネス) において、ODR を設けるべき規範的要請はあると思われるところ、既に、一部の事業者が導入しているプラットフォーム上の当事者間のトラブルの解決促進等の仕組みが一定の成果を上げていることから、そうした先行事例のコストと利便性及び権利保護の実効性を参考にすることができる。プラットフォーム型の EC を介した消費者取引についての消費生活相談<sup>23)</sup>を見ると、非対面取引であることを背景として、個人のユーザーの利用が多い点に特徴が見られ、比較的少額の取引に関連したトラブルが当事者間での任意の解決につながりにくいこと、取引の相手方へアクセスするための情報が限られていることなど、紛争解決上の制約がある。こうした現状に鑑みれば、プラットフォーム型の EC を介した消費者取引は、ODR の活用が期待される分野の一つであるといえる。その際、取引当事者の連絡先や取引の記録、当事者間のやりとり等、紛争に関する情報をプラットフォーム事業者が把握していることが多いことを考慮することが重要である。また、将来は、プラットフォーム型の EC に係る ODR については、当事者間の紛争解決・被害回復の仕組みとしての正当性の確保に関する対応も図られるよう、促していくことが重要である<sup>24)</sup>。

8 ADR に対し、弁護士に利用への偏見がないかも検討する必要があるかもしれない。

アメリカでも、1970 年代当初は調停については懐疑的な弁護士が多かったが、裁判所に関連した調停が始まるにつれ、30 年間のうちに次第に協力的になっていった。その取り組みは、①懐疑的な弁護士にクライアントとの調停セ

セッションに出席させて、どのように進行しているのかを体験する、②弁護士と同僚が調停を利用していたことを公表する。③企業内で働いていた「社内」弁護士による調停のための支援を組織する。④調停プログラムの運営に関する弁護士の正当な懸念に耳を傾け、対応する。②について、研究者らは、会社法部門の他の部門が調停を使用する場合、弁護士は調停を支持する傾向があり、会社法部門の他の人が頻繁に利用しない場合はそうではないといわれている。他の弁護士がADRを利用しているという認識は、広報活動、特に弁護士が読んだ出版物の記事、ロースクールの調停コースのリスト、弁護士会委員会の活動など、さまざまな方法で生み出されるであろう<sup>25)</sup>。この過程は、ADRを利用する弁護士についても参考になるものと思われる。

## 9 まとめに代えて

- (1) 民間型ADRでは、専門性のある紛争ではその分野の専門家が担当できることが大きなメリットである。それに加えて、調停を進行させ適切・合法的な合意に導く技術力が大きな意味を持つので、オハイオのCMSのような教育機関が望ましい。
- (2) 法務省は、諸外国の例を参考にして前記「ODR活性化に向けた取りまとめ」を公表したほか、2022年に「ODRの推進に関する基本方針」を策定した。

欧米諸国では、民間事業者がECに起因する国内・国際紛争等を取り扱うODRを本格的に稼働させているほか、司法型・行政型ODRの導入も進んでいる。我が国では、諸外国に比べると、社会実装は遅れていると言わざるを得ない。例えば、各地の弁護士会ADRセンターやADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づき法務大臣の認証を受けた民間ADR事業者において「ウェブ会議型ODR」（対面での話し合いを、ウェブ会議システムを通じた話し合いに置き換えたODR）を導入するものが徐々に増えてきているほか、2020年12月4日、日本司法書士連合会を主体として、「司法書士による賃貸住宅トラブルのオンライン紛争解決（Lineを用いた無料チャット相談・オンライン調停システム「Teuchi」による無料チャット調停）が試験的に実施された。無料チャット相談の相談員及び無料チャット調停の調停委員は司法書士が担当する。無料チャット調停はテンプレートに

必要事項を入力して申し込むものであり、今後はそこでの検証が役に立つであらう。

- (3) 現在も法務省はかいけつサポートで情報を公開しているが、国民の日常への ODR の浸透のためには、その前提となる ADR そのものの認知度向上が必要となることから、法務省は、関係団体等と連携し、引き続き、ADR の周知・広報を進める必要がある。国民が、検索エンジンから ODR を利用するための基本情報（自分の直面する紛争は、どの ODR を利用すれば、どのような形で解決し得るのか（紛争解決事例）、その ODR では、どのような流れで手続きが進み、どの程度の費用・期間がかかり、どの程度の実績があるのか）に容易にたどり着けるよう、法務省は、関係団体等と連携し、既存の ODR（ADR）検索サイトを改善・統合すべきである。

また、法テラス、国民生活センター・消費生活センター等の相談機関から ODR 機関への情報連携及び情報管理の在り方を検討するとともに、相談・交渉・調停のワンストップ・サービスを提供するための環境整備をすべきである。

#### 注

- 1) 日本弁護士連合会「弁護士白書 2021 年版」p111  
<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2021/3-1-1.pdf>
- 2) 最高裁判所データブック 2021 p44、45  
[https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/datebook/2021/db2021\\_35p-54p.pdf](https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/datebook/2021/db2021_35p-54p.pdf)
- 3) 日本弁護士連合会「弁護士白書 2017 年版」p106  
[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba\\_info/statistics/data/white\\_paper/2017/3-1-7\\_tokei\\_2017.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/statistics/data/white_paper/2017/3-1-7_tokei_2017.pdf)
- 4) 日本弁護士連合会「弁護士白書 2019 年版」p122  
[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2019/3-1-7\\_2019.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2019/3-1-7_2019.pdf)
- 5) 小島武司「紛争解決システムの日本的展開（序説）2011 『仲裁とADR』6 pp. 1-12 仲裁 ADR 法学会 商事法務
- 6) 谷口安平「いま日本の ADR を考える」2013 『仲裁とADR』8 pp. 1-17 仲裁 ADR 法学会 商事法務
- 7) 増田卓司「利用しやすい紛争解決手続きを目指して—愛知県弁護士会紛争解決センターの実情—」2013 『仲裁とADR』8 p35-42 仲裁 ADR 法学会 商事法務
- 8) 法務省「かいけつサポート 取扱実績等」



- <http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/images/kensu.pdf>
- 9) シンポジウム「ADR 法施行 3 年を経て一認証制度の現状と課題」2010『仲裁とADR』5 pp. 46-65 仲裁 ADR 法学会 商事法務
  - 10) 法務大臣官房司法法制部 (2017)「ADR の拡充・活性化に向けた取組」  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka.../siryou3\\_2.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka.../siryou3_2.pdf)
  - 11) 一般財団法人日本 ADR 協会 (2018)「ADR 法制の改善に関する提言」  
<https://japan-adr.or.jp/adrproposal20180425.pdf>
  - 12) 「特集 1 米国における ADR (裁判外紛争処理) ー主に環境紛争との関連」高塩純子・小西義博著 ちょうせい 22 号 p2~9
  - 13) AAA 仲裁 |ADR.org <https://www.adr.org/Arbitration>
  - 14) JAMS: 調停、仲裁、ADR サービス (jamsadr.com) <https://www.jamsadr.com>
  - 15) [http://ww2.nycourts.gov/sites/default/files/document/files/2019-01/17-18\\_CDRC-ASR.pdf](http://ww2.nycourts.gov/sites/default/files/document/files/2019-01/17-18_CDRC-ASR.pdf)  
<http://ww2.nycourts.gov/ip/adr/Publications.shtml#AnnualReport>
  - 16) Online Dispute Resolution in the United States (americanbar.org)
  - 17) 同上
  - 18) THE FRANKLIN COUNTY MUNICIPAL COURT 2019 ANNUAL REPORT  
Judge Ted Barrows Administrative & Presiding Judge  
<http://www.fcmcclerk.com/reports/annual-reports>
  - 19) 2018 Mediation Results Franklin County Municipal Court Alex Sanchez  
<http://www.fcmcclerk.com/reports/annual-reports>  
Mediation%20data%202018.pdf
  - 20) Community Mediation Services of Central Ohio  
<https://communitymediation.com>
  - 21) 何らかの資格取得者が、資格更新のために一定の教育研修を及び受けること。資格によって必要な単位数が定まっている。
  - 22) 法務省 ODR 活性化検討会「ODR 活性化に向けた取りまとめ」令和 2 年 3 月 16 日 p11、22
  - 23) PIO-NET に見る 2019 年度から 2021 年度の消費生活相談の概要 独立行政法人国民生活センター
  - 24) 22) と同じ。p19、20
  - 25) Nancy H Rogers, Enhancing Attorney's Support for Mediation: The Experience in the United States, ADR COMMERCIAL LAW JOURNAL

追記：本稿は、2019 年度国内研究員の助成を受けたものである。

FRANKLIN COUNTY MUNICIPAL COURT  
**PRE-FILE MEDIATION PROGRAM- INSTRUCTIONS TO CLAIMANT (Requesting Party)**

**\*\*\*ATTENTION:** Our Mediation Department DOES NOT mediate domestic relations issues. If you have a dispute regarding custody, divorce, or juvenile issues, DO NOT COMPLETE THIS FORM. Please contact the Franklin County Court of Common Pleas, Division of Domestic Relations and Juvenile Branch at 614-525-6640.

**\*\*\*ATTENTION:** This form is for Pre-File mediation requests only (BEFORE A LAWSUIT IS FILED). To speak to someone regarding mediation services on cases pending in the Franklin County Municipal Court, DO NOT COMPLETE THIS FORM, instead contact 614-645-8611.

**DIRECTIONS:** To request Pre-File Mediation, Complete and Submit the following to the Pre-File Mediation Program:

**1. Pre-File Mediation Request Form (Required)**

Provide your contact information, basic information about the dispute, and answer screening questions.

**2. Letter to Respondent (Required), 1 Letter for Each Respondent you wish to request mediation with**

Our office will mail this letter as completed by you (the Claimant) by ordinary mail to the party(ies) you request mediation with. You will need to complete one letter for each Respondent. It is up to you to provide a good address. Due to the large number of Pre-File mediation requests our office receives, we are unable to monitor for Letter(s) to Respondent that are returned to the Pre-File Mediation program due to insufficient/incorrect address. **Additionally, the Mediation Program does not keep any copies of this letter. If you think you will want this information later, make a copy before submitting.**

**3. Notification to Claimant that Pre-File Mediation Request was Processed (Optional, but Strongly Recommended)**

Complete this form if you want our Pre-File Mediation Program to notify you that your Pre-File Mediation request has been processed. Complete one letter for each Claimant.

**4. Submit your completed Pre-File Mediation Request form, Letter(s) to Respondent(s), and Notification to Claimant the Pre-File Mediation Request was Processed using ONE of the following options:**

In Person: FRANKLIN COUNTY MUNICIPAL COURT--Mediation 375 South High Street, 16th Floor Columbus, Ohio 43215-4520 Business Hours (M-F 8am-5pm, except holidays)	By Mail: Franklin County Municipal Court Small Claims Division ATTN: Mediation Supervisor 375 South High Street, 16th Floor Columbus, Ohio 43215-4520
---	---

What to expect with the pre-file mediation process:

- Pre-file mediation is voluntary for all parties. A mediation is only scheduled if all parties accept the Pre-File mediation request. Based on previous experience, less than 2 out of every 10 pre-file mediation requests are scheduled for a mediation through the Pre-File mediation program.
- Once we process your mediation request, we will send the "Letter to Respondent" that you completed (by ordinary mail) to the other party or parties. We do not impose a response deadline on the other party. It is up to you how long you are willing to wait. **After processing your pre-file mediation request, we will only contact you if the other party accepts the request to mediate by contacting our office.**
- If you submit the "Notification to Claimant that Pre-File Mediation Request was Processed" to the Mediation Program at the same time that you submit your Pre-File Mediation Request form and Letter to Respondent, we will notify you that your request was processed by mailing this letter, as completed by you, back to you. **Due to the large number of Pre-File Mediation Requests our office receives, we are typically not able to provide automatic status updates beyond this letter.**

FRANKLIN COUNTY MUNICIPAL COURT  
**PRE-FILE MEDIATION REQUEST- FOR MEDIATION DEPARTMENT USE ONLY**

Date: \_\_\_\_\_ **NOTE: Do not use this form to request mediation on a pending court case.**

**Claimant(s): Enter name(s) and addresses**

1) _____ Name _____  Street Address _____  City _____ State _____ ZIP Code _____  Telephone No. _____  Email Address _____	2) _____ Name _____  Street Address _____  City _____ State _____ ZIP Code _____  Telephone No. _____  Email Address _____
---	---

**Respondent(s): Enter name(s). Do not provide Respondent address here. You will provide Respondent address information on the "Letter to Respondent".**

1) _____ Name _____	2) _____ Name _____
------------------------	------------------------

**\*\*\*ATTENTION: Our Mediation Department DOES NOT mediate domestic relations issues. If you have a dispute regarding custody, divorce, or juvenile issues, please contact the Franklin County Court of Common Pleas, Division of Domestic Relations and Juvenile Branch at 614-525-6640.**

AMOUNT OF CLAIM \$ \_\_\_\_\_ and / or \_\_\_\_\_

**NATURE OF CLAIM [Check the appropriate box(es)]**

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> Money due on account        | <input type="checkbox"/> Faulty home repair        | <input type="checkbox"/> Wages or Salary  |
| <input type="checkbox"/> Money lent                  | <input type="checkbox"/> Faulty auto repair        | <input type="checkbox"/> Roommate Dispute |
| <input type="checkbox"/> Damage to motor vehicle     | <input type="checkbox"/> Faulty goods or services  | <input type="checkbox"/> Rent             |
| <input type="checkbox"/> Damage to personal property | <input type="checkbox"/> Fraud / Misrepresentation | <input type="checkbox"/> Security Deposit |
| <input type="checkbox"/> Damage to real property     | <input type="checkbox"/> Personal Injury           | <input type="checkbox"/> Other _____      |

Do you have a personal relationship with any Respondent(s)?	<input type="checkbox"/> Yes, Describe: _____ <input type="checkbox"/> No
Are you comfortable with direct contact with the Respondent(s) (for example, sitting in the same room/being on the same phone call/ being in the same online chat space)?	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
Is there a temporary restraining order or protection order between the parties or do you have safety concerns? If you answer "yes", you must ALSO complete the questions on the back of this page.	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
Do you need an interpreter? ¿Necesita un intérprete? 你是否需要翻译员? Ma u baahan tahay turjubaan ?	<input type="checkbox"/> Yes, language: _____ <input type="checkbox"/> No

**Mediation is an option to resolve a dispute outside of a courtroom. However, there are some situations where mediation in the FCMC mediation program may not be the right fit. Please answer the following questions to help us assist you.**

1. Do you feel that you are in immediate danger right now?

Yes

No

(If you answer "yes" to this question, mediation is not appropriate in our program. If you are experiencing domestic violence or stalking, please call 614-645-7483 for the City Prosecutor. To view contact information for other agencies, visit [https://publicsafety.ohio.gov/links/ocjs\\_DVPOCKET\\_Franklin.pdf](https://publicsafety.ohio.gov/links/ocjs_DVPOCKET_Franklin.pdf) )

2. Why do you want to mediate?

3. In mediation, it is up to each party to share his/her own wishes and make his/her own decisions. Do you believe you will feel safe to make your own decisions/share your own wishes throughout mediation?

Yes

No

4. There is no guarantee the parties will be able to reach agreement through mediation, since it is up to the parties, and not the mediator, to decide if agreement is possible. If mediation results in no agreement, do you believe it will make things worse between you and the other party?

Yes

No

5. Do you have any pending court case(s) or previously resolved court case(s) with the other party?

Yes

No

If yes, provide case number: \_\_\_\_\_

6. How will the mediator know if you are uncomfortable during the mediation?

7. Have you had any physical confrontations with the other party?

Yes

No

8. Has the other party ever caused you to feel threatened or harassed?

Yes

No

Please provide the best contact information where a staff member can contact you, should further follow up be necessary: \_\_\_\_\_

FRANKLIN COUNTY MUNICIPAL COURT  
PRE-FILE MEDIATION PROGRAM- LETTER TO RESPONDENT

DATE: \_\_\_\_\_

**Directions for Claimant (Party Requesting Mediation):**

Enter the name(s) and address(es) of the party or parties you wish to mediate with (also called the Respondent(s)). Address information must fit in boxes. Complete one letter for each Respondent.

[REQUIRED]



Enter the name of the party or parties requesting mediation (also called the Claimant). [REQUIRED]



Enter information that you (the Claimant) want the other side (the Respondent) to know about your mediation request (For example, what are you requesting and why are you requesting this?). [REQUIRED]



Complete this information if you want to give the other party the option to contact you directly to try to resolve this issue with you outside of mediation. **Only share information if you want to give the other side the option to contact you directly.** [OPTIONAL]



**Respondent(s)**

Respondent Name, Street Address, City, State, Zip Code

Respondent Name, Street Address, City, State, Zip Code

Dear Sir/Madam: \_\_\_\_\_

**Name of Claimant**

contacted the Franklin County Municipal Court Dispute Resolution Department to request pre-file mediation (also called pre-lawsuit mediation) with you regarding: \_\_\_\_\_

In addition to requesting mediation, the Claimant has also provided to you their contact information as follows in case you would like to contact the Claimant directly, **INSTEAD OF USING MEDIATION** (Not Applicable if left blank):

Telephone Number: \_\_\_\_\_

Email Address: \_\_\_\_\_

Other: \_\_\_\_\_

Pre-file Mediation is a free service provided by the Court and is a chance to resolve the situation on your own terms, on your own time, outside of a courtroom. Participation in Pre-File mediation is voluntary. For more information about our mediation program, visit our website at [smallclaims.fmcclerk.com](http://smallclaims.fmcclerk.com). If you would like to accept the mediation request, return the attached mediation acceptance form promptly, as there is no guarantee as to how long the Claimant is willing to wait before deciding on next steps, if any.

Thank you,

Franklin County Municipal Court Pre-File Mediation Program

FRANKLIN COUNTY MUNICIPAL COURT  
**PRE-FILE MEDIATION PROGRAM- NOTIFICATION TO CLAIMANT THAT PRE-FILE MEDIATION  
REQUEST WAS PROCESSED**

**Directions for Claimant (Party Requesting Mediation):**

If you want the Pre-File Mediation Program to notify you that your Pre-file Mediation Request has been processed, please enter your name(s) and address(es) so that we may send you this letter once our mediation program has processed your request. Address information must fit in box(es). Complete one letter for each Claimant.



Enter the name of the party or parties that you requested mediation with (also known as the Respondents). Enter this information so that you know which request we have processed—this is helpful if you have submitted more than one request to our Pre-File Mediation program.



Claimant(s)

Claimant Name, Street Address, City, State, Zip Code

Claimant Name, Street Address, City, State, Zip Code

1) \_\_\_\_\_

Respondent Name \_\_\_\_\_

2) \_\_\_\_\_

Respondent Name \_\_\_\_\_

Dear Claimant:

The Mediation Program has processed your Pre-File mediation request. The Letter(s) to Respondent have been mailed. As a reminder, participation in the pre-file mediation program is completely voluntary for all parties. The Pre-File Mediation Program does not impose any response deadline on the Respondent—it is up to you how long you are willing to wait.

**Due to the large number of Pre-File Mediation Requests our office receives, we are typically not able to provide automatic status updates beyond this letter. We will only contact you if the Respondent contacts our office to accept your pre-file mediation request.**

For more information about our services, please see our website at [smallclaims.fcmcclerk.com](http://smallclaims.fcmcclerk.com). If you need legal advice, consult with our own attorney.

Thank you,

Franklin County Municipal Court Pre-File Mediation Program